

Q-3

複合用途の建物を計画する場合や用途変更を行う場合、確認申請書第3面の主要用途はどのように記載すればいいですか。

また、確認申請書第4面の記載方法について教えてください。

A-3

確認申請書第3面8欄は建物の主な用途はすべて記載します。複合用途の場合は、できるだけ詳しく記載してください。

用途変更の場合も同様です。用途変更対象部分のみの用途を記入しないようご注意ください。

確認申請書第3面19欄には、用途変更内容を記載してください。

(記載例：1階の一部を事務所から飲食店へ用途変更)

また、確認申請書第4面は、申請建築物ごと(棟ごと)に作成してください。

用途については、【2.用途】欄に、申請建物の用途を記入してください。

【10.床面積】は各階ごとの記入が必要です。例えば、用途変更の場合、「申請部分」に用途変更申請対象面積を記入し、「申請以外の部分」に申請建物のその他部分の面積を記入してください。